

「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」
 公開草案からの変更点

公開草案	確定版	変更理由
<p>前文 4 . 本実施基準において、内部監査部門等との「<u>関係</u>」という用語は、内部監査部門等に対する「指示」及び「命令」を含むものとして用いられている（第 6 条第 5 項）。</p>	<p>本実施基準において、内部監査部門等との「<u>関係</u>」には、内部監査部門等に対する「指示」及び「命令」が含まれている（第 6 条第 5 項）。</p>	<p>「関係」について、用語の説明をするのではなく、本実施基準において用いられている趣旨を説明することとした。</p>
<p>第 4 条第 5 項 監査委員会は、取締役会並びに代表執行役等が適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制システムの整備を行っているか否かについて、監視し検証する。</p>	<p>監査委員会は、取締役会及び代表執行役等が適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制システムの整備を行っているか否かについて、監視し検証する。</p>	<p>接続詞を修正した。</p>
<p>第 6 条第 4 項 監査委員会は、内部監査部門等から内部監査計画その他モニタリングの実践計画並びにその実施状況及び監査結果について適時かつ適切な報告を受ける。</p>	<p>監査委員会は、内部監査部門等から内部監査計画その他モニタリングの実践計画、その実施状況及び監査結果について適時かつ適切な報告を受ける。</p>	<p>「実践計画」、「その実施状況」、「監査結果」が並列の関係に立つことを表すように修正した。</p>
<p>第 6 条第 5 項 監査委員会は、前項に定める内部監査部門等との指示・命令その他の<u>関係</u>（以下「<u>関係</u>」という）を通じて、内部監査部門等が各体制の整備状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表執行役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p>	<p>監査委員会は、前項に定める内部監査部門等への指示・命令を含む<u>関係</u>を通じて、内部監査部門等が各体制の整備状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表執行役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p>	<p>内部監査部門等との「<u>関係</u>」には、内部監査部門等に対する指示・命令が含まれる旨を端的に表すこととした。</p>

以上